

備前市監査委員告示第5号

令和元年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和元年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年5月28日

備前市監査委員 小野田 隼也
備前市監査委員 尾川 直行

【令和元年度定期監査】

措置状況一覧表

	監査結果	所属部署	措置状況
指摘事項	里海・里山ブランド推進補助事業の実施に当たり、相当の収益が生じると認められる場合は、収益納付すべき旨の条件を附することや出資金について、財産処分の制限を設けるなど改善する必要があると認められる。	産業振興課	令和8年2月12日に製作委員会を解散し、著作権や残余財産等について覚書を締結した。なお、出資金については、比率に応じて分配され、協議会から市へ返還された。